

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例

我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
1の表 略				1の表 略			
2 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定により譲与された道路又は河川等の使用料 <b>及び河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川の土地占用料</b>				2 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定により譲与された道路又は河川等の使用料			
区分	単位	金額 (円)		区分	単位	金額 (円)	
工作物を <b>敷設する</b> ために使用するもの	1平方メートルにつき 1年	210		工作物を <b>施設する</b> ために使用するもの	1平方メートルにつき 1年	210	
原形で使用するもの	略	略		原形で使用するもの	略	略	
電柱類（支線及び支線柱を含む。）	1本につき 1年	1,100		電柱類（支線及び支線柱を含む。）	1本につき 1年	1,100	
<b>鉄塔</b>	1平方メートルにつき 1年	<b>1,300</b>					
諸管の埋	略	略	略	諸管の埋	略	略	略

設及び架設			
軌道の敷設	略	略	

備考

- 1 使用し、若しくは占有する面積が1平方メートル未満のとき若しくはその面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又は使用し、若しくは占有する物件の長さが1メートル未満のとき若しくはその長さに1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 2 使用料又は土地占用料が1件100円未満の場合は、100円とする。
- 3 使用若しくは占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

**3 河川法第100条第1項に規定する準用河川の流水占用料**

区分	単位	金額 (円)

設及び架設			
軌道の敷設	略	略	

備考

- 1 使用する面積若しくは使用する物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満のとき、又は使用する面積若しくは使用する物件の長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 2 使用料が1件100円未満の場合は、100円とする。
- 3 使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

工業用に供するもの	毎秒 1 リットルにつき 1 年	4,630
その他の用に供するもの		30

**備考**

- 1 流量が毎秒 1 リットル未満であるとき、又は流量に 1 リットル未満の端数があるときは、毎秒 1 リットルとして計算する。
- 2 流水占用料が 1 件 100 円未満の場合は、100 円とする。
- 3 占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 4 流水占用料は、取水開始の月から徴収し、取水を廃止したときは、廃止の月まで徴収する。
- 5 かんがいの用及び上水道の用に供する流水の占用については、流水占用料を徴収しない。

**附 則**

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。